

# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

## 国民年金学生納付特例

日本に住む20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。本人の所得が一定以下の学生が対象になります。なお、家族の方の所得は問いません。

### ■対象となる人

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する方や一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方

※一部対象外の学校があります

### ■所得基準額

免除を受ける年度の前年所得が118万円+扶養親族の数×38万円+社会保険料控除等以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

### 承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。次の年度も同じ学校に在学予定である場合、3月下旬に更新の案内と申請書が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項をご記入の上ご返送ください。

また、申請書を紛失した場合や、前年度と違う学校に在学している場合は、市民課で申請手続きをお願いします。

### ■申請時期

2019年4月から2020年3月分の学生納付特例は、4月1日(月)から受け付けます。

申請時から2年1か月前までさかのぼって申請することができますので、申請を忘れてしまい、未納となっている方は早めにお手続きください。

### ■申請先 市民課

### ■必要なもの

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書。なお、会社を退職して申請する場合は併せて雇用保険の離職票または受給資格者証。(2年間に限り前年の所得が無いものとして審査を行います。)

### 保険料の追納

学生納付特例について承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる追納制度を利用されることをお勧めします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

### ■申請先 市民課

### ■必要なもの 年金手帳、印鑑

## 年金の受給資格期間の短縮

平成29年8月から、年金を受給するために必要な期間が10年となっています。

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅宛に請求書(黄色)を発送しています。ご相談・お手続きがお済みでない方は、年金事務所へご予約のうえお早めにご相談・お手続きをお願いします。

黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申し出により期間を加えたり、合算対象期間を含めたりして年金を受給できる場合がありますので、ご自身の資格期間をご確認ください。

### ■資格期間

保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金の加入期間など

### ■注意点

・年金を受給するための年齢要件は変更ありません。

- ・遺族の年金や障がいの年金の権利を有している場合、老齢の年金を決定しても併給調整により停止となることがあります。手続きを行っても、受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ・遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要です。

年金機構の  
**黄色の封筒**が届いた方は  
年金が受け取れます  
今すぐ  
予約のお電話を!

0570-05-1165(いい老後)

